○文部科学省告示第八十三号

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）第四十五条第一項に規定する登録実践研修機関として次に掲げる者を登録したので、同法第四十六条第六項の規定に基づき公示する。

令和八年四月三十日

文部科学大臣　松本　洋平

登録番号	登録年月日	法人の名称	法人の主たる事務所の所在地	研修事務を行う主たる事務所の名称	研修事務を行う主たる事務所の所在地	実践研修を開始する年月日
Ｂ〇二五一三〇五	令和八年四月三十日	株式会社京進ランゲージアカデミー	東京都新宿区西早稲田二丁目一八番一八号ＴＣＫビル三階	京進ランゲージアカデミー	東京都新宿区西早稲田二丁目一八番一八号ＴＣＫビル三階	令和八年五月一日
Ｂ〇二五一三〇六	令和八年四月三十日	学校法人駒澤学園	東京都稲城市坂浜二三八番地	駒沢女子大学	東京都稲城市坂浜二三八番地	令和九年四月一日
Ｂ〇二五一三〇七	令和八年四月三十日	学校法人白百合学園	東京都千代田区九段北二丁目四番一号	白百合女子大学	東京都調布市緑ヶ丘一丁目二五番地	令和九年四月一日
Ｂ〇二五一三〇八	令和八年四月三十日	学校法人順天堂	東京都文京区本郷二丁目一番一号	順天堂大学本郷・お茶の水キャンパス	東京都文京区本郷二丁目一番一号	令和八年十月一日
Ｂ〇二五一三〇九	令和八年四月三十日	学校法人昭和女子大学	東京都世田谷区太子堂一丁目七番五号	昭和女子大学	東京都世田谷区太子堂一丁目七番五号	令和九年四月一日
Ｂ〇二五一三一〇	令和八年四月三十日	学校法人清泉女学院	東京都品川区東五反田三丁目八番三号	清泉女子大学	東京都品川区東五反田三丁目一六番二一号	令和九年四月一日
Ｂ〇二五一三一一	令和八年四月三十日	学校法人津田塾大学	東京都小平市津田町二丁目一番一号	津田塾大学	東京都小平市津田町二丁目一番一号	令和十二年四月一日
Ｂ〇二五一三一二	令和八年四月三十日	学校法人帝京大学	東京都板橋区加賀二丁目一一番一号	帝京大学	東京都八王子市大塚三五九番地	令和八年九月一日
Ｂ〇二五一七〇二	令和八年四月三十日	国立大学法人金沢大学	石川県金沢市角間町ヌ七番地	金沢大学	石川県金沢市角間町ヌ七番地	令和八年十月一日
Ｂ〇二五二三〇三	令和八年四月三十日	愛知県公立大学法人	愛知県長久手市茨ケ廻間一五二二番三	愛知県立大学	愛知県長久手市茨ケ廻間一五二二番三	令和八年十月一日
Ｂ〇二五二七〇二	令和八年四月三十日	学校法人大阪産業大学	大阪府大東市中垣内三丁目一番一号	大阪産業大学	大阪府大東市中垣内三丁目一番一号	令和九年四月一日
Ｂ〇二五三六〇一	令和八年四月三十日	学校法人四国大学	徳島県徳島市応神町古川字戎子野一二三番地一	四国大学	徳島県徳島市応神町古川字戎子野一二三番地一	令和十一年四月一日
Ｂ〇二五三九〇一	令和八年四月三十日	国立大学法人高知大学	高知県高知市曙町二丁目五番一号	高知大学	高知県高知市曙町二丁目五番一号	令和九年四月一日

○文部科学省告示第八十四号

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）第六十五条の規定により準用する同法第四十七条第一項の規定により、同法第六十三条第一項に規定する登録日本語教員養成機関である学校法人江副学園について、その養成業務を開始する年月日を次のように変更する旨の届出があったので、同法第六十五条の規定により準用する同法第四十七条第二項の規定に基づき公示する。

令和八年四月三十日

文部科学大臣　松本　洋平